

# 第3章 計画の推進体制

## 1 計画の進行管理及び評価

### (1) 計画の進行管理及び評価体制

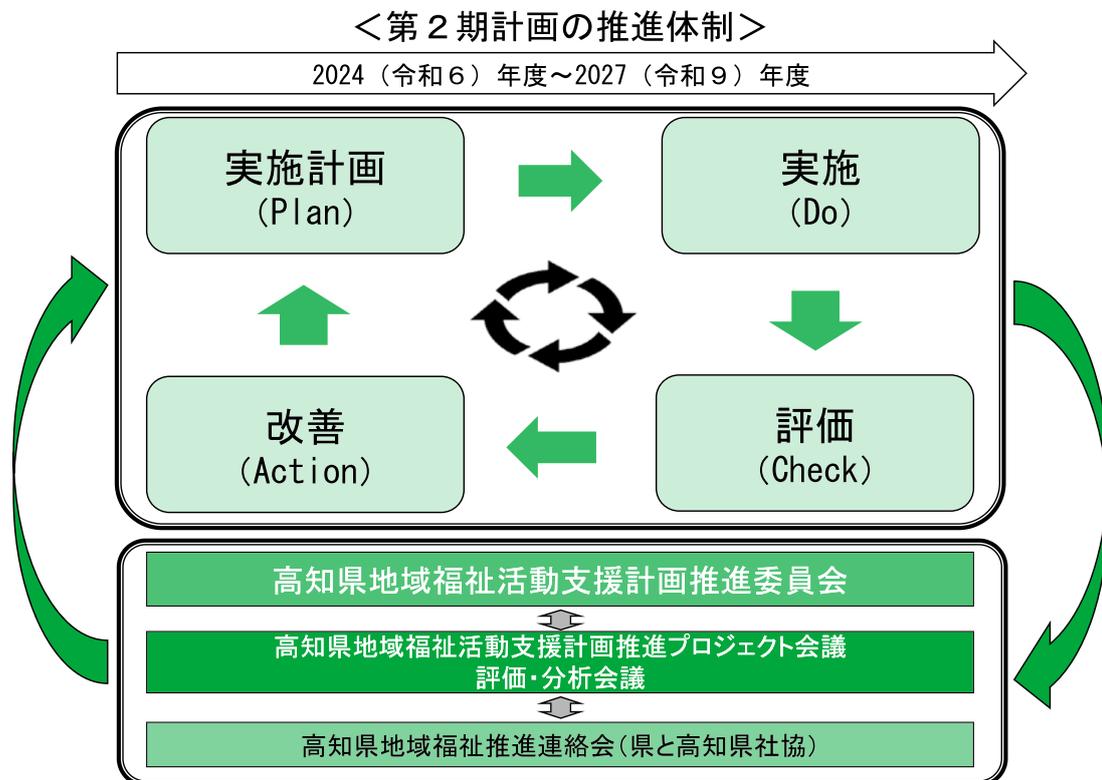
本計画を推進するにあたっては、関係機関・団体に対して計画の周知を図るとともに、計画の目標達成に向けて関係機関・団体との連携を強化しながら、取組を進めていきます。

本計画の進行管理については、毎年、本計画に基づく実施計画の策定（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）に基づき、適切に行っていきます。

具体的には本計画の取組の柱ごとに、関係する事業担当部署の職員間で取組分析を行い、評価を検討する「評価・分析会議」を開催するとともに、「高知県地域福祉活動支援計画推進委員会」に報告し、委員会からの提言などを基に随時見直し等を行います。

また、局内連携や計画推進に必要な新たな取組を創出する場として高知県社協に設置している「高知県地域福祉活動支援計画推進プロジェクト会議」において、計画に掲げた目標達成に向けて取り組んでいきます。

併せて、第4期高知県地域福祉支援計画と一体となった取組が進むように、高知県社協及び県の担当者による「高知県地域福祉推進連絡会」を開催し、両計画の取組の調整を図ります。



・「高知県地域福祉活動支援計画推進委員会」

外部有識者による本計画の達成度や推進上の課題を検討する場として設置しています。委員会では、毎年度、本計画の取組状況の報告を基に評価を行い、高知県社協に対して事業計画の見直し等を提言します。

・「評価・分析会議」

5つの取組の柱ごとに設定した解決すべき課題について、関係する事業担当部署の職員間で取組分析を行い、評価を検討する会議を開催します。

・「高知県地域福祉活動支援計画推進プロジェクト会議」

高知県社協の職員による局内連携や計画推進に必要な新たな取組を創出する場として設置しています。会議では、複数のプロジェクトチームを設置し、計画の着実な推進を図っていきます。

・「高知県地域福祉推進連絡会」

本計画の進行・管理にあたっては、第4期高知県地域福祉支援計画の進捗状況を確認しながら行っていきます。両計画の連携を図り、効果的な計画の推進が図られるように、両計画の担当者による会議を開催します。

本計画の進捗による施策効果の把握・分析・評価を行うため、2027（令和9年）度末までの目標の到達度を確保する指標として、取組の柱ごとに次のような指標を設定します。

【取組の柱1～2】

取組の柱1から2の解決すべき課題ごとに掲げた目標の達成に向けて、市町村社協等で、どの程度取組が拡大・充実しているのかを評価するための高知県社協が想定した目標値（市町村社協等の実施率）です。この目標値の達成に向けて、市町村社協等での取組の拡充が図られるように、高知県社協と市町村社協等が連携しながら、取組の検討・実施・評価・改善を行っていきます。

**【指標】 毎年度の市町村社協等での取組状況を次の3段階で評価し（評価は市町村社協等と高知県社協が協働して行う）、その取組状況にある県下の市町村社協等の実施率**

A…目標の「達成」に近づいた状態

B…目標に向けて成果は不十分であるが「実践」に取り組んでいる状態

C…目標に向けた実践を開始できるよう「準備」に取り組んでいる状態

市町村社協等の実施率 = A又はB又はCの状態ある市町村社協等の数 / 34

取組の柱	解決すべき課題		目 標	2027 年末 目標値
取組の柱1 地域における 福祉教育の推 進	①福祉教育・ボラン ティア学習、地域 での学びを通じた 地域福祉活動の担 い手づくり	各市町村で行われ る福祉教育・ボラ ンティア学習にお ける関係機関との 協同実践の拡大	Ⓐ協同実践が拡大	50%
			Ⓑ協同実践の拡大に向けた取組を実施	75%
			Ⓒ協同実践の拡大に向けた検討を開始	100%
取組の柱2 地域共生社会 の実現に向け た包括的支援 体制の強化	①誰もが役割を持 ちながら支え合う ことができる地域 づくり	コミュニティーソー シャルワーカーの 養成や配置を通じ た、地域における 支え合い活動の展 開と社会資源の創 出	Ⓐ住民同士のつながりづくりや地域 支え合い活動の展開に向けた仕組み づくりや社会資源の創出に向けた取 組を実施している	30%
			Ⓑ地域支え合い活動の展開に向け て、地域づくりに関するコーデ ィネーター同士が連携できる体制や場 がある	50%
			Ⓒ地域における社会資源や地域ニー ズの把握・分析など地域アセスメン トを行っている	100%
	②地域生活課題に対 応するための総合 相談体制づくり	地域住民が抱える 地域生活課題を早 期に発見できる仕 組みを構築し、一 人ひとりのニーズ に対応した支援活 動の展開	Ⓐニーズに対応するための地域資源 の活用や新たな支援メニューの創出 に向けた協議の場がある	50%
			Ⓑ適切な相談支援を行うための多機 関連携の支援の仕組みがある	70%
			Ⓒニーズを早期に発見するための仕 組みづくりを検討している	100%

【取組の柱 2～5】

取組の柱 2 から 5 の解決すべき課題ごとに掲げた目標の達成に向けて、高知県社協が推進期間中にどのように取組を進めていくのかをイメージした指標であり、このプロセス指標をもとに取組効果の把握・分析・評価を行っていきます。

取組の柱	解決すべき課題	目標	プロセス指標			
			2024年	2025年	2026年	2027年
取組の柱 2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の強化	③ 社会・経済情勢の変化に対応した生活困窮者の対する支援の強化	特例貸付の借受人等をはじめとする生活困窮者に対する多機関連携による支援体制の構築				
	④ 行政や専門職、地域住民などが連携・協働して進める権利擁護の体制づくり	市町村において地域連携ネットワークと中核機関を中心とした、総合的な権利擁護支援の体制づくり				

<p><b>取組の柱3</b> 南海トラフ地震等の災害に備えた支援体制づくり</p>	<p>①迅速かつ広域的な災害福祉支援活動の展開に向けた体制強化</p>	<p>災害ボランティアセンター及びDWA T等が行う災害福祉支援活動を効果的に実施するための関係機関との連携体制の構築</p>	<p>災害 VC の広域的な相互支援体制づくり</p>		<p>災害ケースマネジメントや災害福祉支援センターの設置に向けた検討</p>	
			<p>円滑なDWA T派遣に向けた連携体制づくり</p>			
			<p>災害福祉支援活動に従事する人材育成</p>			
<p><b>取組の柱4</b> あらゆる福祉人材の確保・育成・定着と質の向上</p>	<p>①多様な働き方を踏まえた福祉人材の確保と定着促進</p>	<p>多様な人材の参入を促進するとともに、福祉職場の働きやすい環境づくりを支援し、就職件数を拡大</p>	<p>多様な求職者の確保とマッチングの強化</p>			
			<p>就職件数 (250件)</p>	<p>就職件数 (265件)</p>	<p>就職件数 (280件)</p>	<p>就職件数 (300件)</p>
			<p>福祉研修実施機関のネットワークの構築</p>			
			<p>高知県全体の福祉研修体系の可視化</p>			
			<p>研修受講推奨パッケージ例の検討と周知</p>			
			<p>福祉教育への福祉関係者の協力の仕組みづくり</p>		<p>市町村社協と連携した学校の福祉教育への福祉関係者の協力推進</p>	
			<p>イベント等を通じた福祉職場の体験活動の機会の拡充</p>			
<p>②福祉人材に対する計画的・体系的な研修の実施</p>	<p>福祉研修実施機関との連携を強化し、福祉人材のキャリアパス構築を支援する研修体系の再構築</p>					
<p>③福祉職への理解促進</p>	<p>福祉機関と教育機関の連携強化による福祉教育の充実を通じた福祉職の理解の拡大</p>					

<p><b>取組の柱5</b> 高知県社協の組織力・専門力の強化</p>	<p>①体系的・計画的な職員育成</p>	<p>高知県社協職員が求められる役割に対応できる人材育成制度の再構築</p>	<p>職員の業務に対する評価の仕組み化や処遇への反映を含めた人材育成制度の検討・実施</p>
			<p>職員の働く意欲や向上心をサポートするためのリスキングや資格取得支援についての検討・実施</p>
	<p>②各部署のチーム力向上と部署間連携の強化</p>	<p>後方支援力の強化に向けた各部署のチーム力の向上と部署間連携の仕組みの構築</p>	<p>チーム力の向上や部署間連携の取組やツールの検討</p> <p>チーム力の向上と部署間連携の場や機会の創出</p> <p>ICT化やデジタル技術の導入に向けた検討</p>



## (2) 計画の進行管理スケジュール

本計画の進行管理は、今後4年間に次の計画で行い、第3期高知県地域福祉活動支援計画の策定につなげていきます。

年 度	進行管理計画
2024年度 (令和6年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2期高知県地域福祉活動支援計画の広報 →計画の配布、計画の説明会の実施</li><li>・高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催（年2回程度） →計画の進捗確認、効果的な実施に向けた提言</li></ul>
2025年度 (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催（年2回程度） →計画の中間評価の実施</li></ul>
2026年度 (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催（年2回程度） →計画の進捗確認、効果的な実施に向けた提言</li></ul>
2027年度 (令和9年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催（年4回程度） →第3期高知県地域福祉活動支援計画の策定</li></ul>

# 高知県地域福祉活動支援計画推進委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が地域福祉の推進に向けて支援の方向性を定めた「高知県地域福祉活動支援計画」（以下「計画」という。）に関して、関係機関及び団体から計画の推進に必要な意見を求めるために設置する「高知県地域福祉活動支援計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

## (役割)

第2条 推進委員会は、県社協が設置し、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 計画の進行・管理・評価に関すること
- (2) 計画の取組への助言に関すること
- (3) 計画の改定に関すること
- (4) 関係機関及び団体との連携に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、県社協会長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる者のうちから県社協会長が委嘱し、16名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村社会福祉協議会の職員
- (3) NPO、社会福祉法人など地域福祉に取り組む団体の役職員
- (4) 高知県、市町村など行政関係機関の職員
- (5) 県社協役員

## (委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を統括し、推進委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。但し、委嘱後、最初に行われる会議については、県社協会長が招集する。

- 2 推進委員会の開催に当たっては、委員総数の2分の1以上出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。

2 補充のため、または増員によって就任した委員の任期は、前項と同じとする。

**(部会)**

第7条 推進委員会に部会を置き、委員長が指定した個別事項について協議することができる。

2 部会に所属する委員は、委員長が委員の中から指名する。

3 部会には、委員長が指名する部会長を置き、部会長が会務を統括し、部会の議長となる。

4 部会で協議した内容は、推進委員会に報告することとする。

5 部会の開催及び議事は、第5条第2項及び第3項を準用する。

**(事務)**

第8条 推進委員会の事務は、県社協が行う。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

**高知県地域福祉活動支援計画推進委員会委員**

氏 名	所 属	役 職	備 考
玉 里 恵美子	高知大学地域協働学部	教 授	委員長/ 作業部会員
西 内 章	高知県立大学社会福祉学部	教 授	副委員長/ 作業部会員
竹 島 直 孝	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	事務局長	作業部会員
瀬 川 三 枝	社会福祉法人奈半利町社会福祉協議会	事務局長	
川 竹 康 寛	社会福祉法人南国市社会福祉協議会	事務局長	
田 村 佳 久	社会福祉法人佐川町社会福祉協議会	事務局長	作業部会員
松 岡 寛 信	社会福祉法人津野町社会福祉協議会	事務局長	
中 嶋 かおり	社会福祉法人土佐清水市社会福祉協議会	事務局長	
西 村 貴 尚	高知県民生委員児童委員協議会連合会	副 会 長	
植 村 芳 明	社会福祉法人和香会	理 事 長	作業部会員
傍 士 美 保	社会福祉法人愛成会 ワークセンター白ゆり	管 理 者	作業部会員
澤 田 直 弘	本山町健康福祉課	課 長	
伊 良 部 直	高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課	課 長	

## 高知県地域福祉活動支援計画推進委員会の開催経過

日 時	委 員 会	協 議 内 容
令和5年2月1日（水） 10:00～12:00	令和4年度 委員会	①委員長・副委員長の選任について ②令和3年度 of 取組評価と令和4年度 of 取組について ③次期計画策定について（計画策定スケジュール・局内検討状況、5年後の社会の予測、県社協の役割及び強化すべき取組）
令和5年8月8日（火） 18:00～20:00	令和5年度 第1回 委員会	①令和4年度 of 取組評価・令和5年度事業計画について ②次期計画策定について（大目標・取組の柱（案）について、作業部会の設置について）
令和5年10月2日（月） 18:00～20:00	第1回 作業部会	①解決すべき課題（案）に関する取組の方向性について（県社協の役割や期待される取組、市町村や市町村社協に期待される役割、社会福祉法人や施設・事業所に期待される役割）
令和5年11月24日（金） 10:00～12:00	第2回 作業部会	①解決すべき課題ごとの具体的取組（案）について
令和5年12月19日（火） 18:00～20:00	第3回 作業部会	①第2期計画の全体構成について ②解決すべき課題ごとの具体的取組（案）の内容と評価設定について
令和6年1月15日（月） 18:00～20:00	第2回 委員会	①第2期計画素案について ②第2期計画のスローガンについて
令和6年2月19日（月） 10:00～12:00	第3回 委員会	①第2期計画案について ②第2期計画のスローガンについて

【発行】

社会福祉法人高知県社会福祉協議会

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1

URL <https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

TEL 088-844-9019 E-mail [plaza@pippikochi.or.jp](mailto:plaza@pippikochi.or.jp)